

障がい者スポーツ体験とパラリンピアンとの交流が及ぼす効果

ー大学授業における学生アンケート調査よりー

○安藤佳代子[立教大学コミュニティ福祉学部]

キーワード：障がい者スポーツ、イメージ変化

I. はじめに

平成 23 年 8 月よりスポーツ基本法が施行され、その理念 5 には「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」とある（文部科学省 2011）。障がい（引用文献で障害と表記されているもの以外は、障がいと表記する）の種類や程度について学ぶ機会としては、平成 14 年より実施されている「総合的な学習の時間」やその他の授業において、障がい体験や障がい者スポーツ選手の講演会などによる障がい理解教育が実施されており、地域の選手などが講師として数多く参加している。また、学習指導要領の改訂により体育分野においてオリンピックについて学ぶことが義務づけられ、東京都は平成 26 年度オリンピック教育推進校として 300 校を指定し実施が進められている。その内容には、「オリンピック・パラリンピックの歴史や意義、理念の学習」、「オリンピック・パラリンピアンとの交流」など、オリンピックのみならずパラリンピックについての学習も含まれていることから、今後はさらなる障がい理解についての様々な学習機会が得られていると言えるだろう（東京都教育委員会 2014）。

本研究は、アンケート調査から現在の大学生に対しパラリンピックについての学習機会と競技認知度、興味についての実態把握を行い、今後の課題を検討することを目的とした。

II. パラリンピックの学習と認知度の現状

立教大学コミュニティ福祉学部 1 年生（190 名）を対象にアンケート調査を実施した。倫理的配慮として、調査は全て無記名回答とし、参加は自由意志であり参加を拒否したことによって不利益や成績等への影響は生じないことを口頭で説明した（III も同様）。小学校から高等学校に在籍時、障がい者スポーツやパラリンピック関係の学習経験がある学生は 16%、経験がない学生 84% で、実際に障がいをもった方と交流したことがない学生がほとんどであった。パラリンピック競技種目の認知度と興味については、パラリンピックをテレビ等で観たことがある学生は 52.6%、観たことがない学生は 47.4% であった。観たことがない理由として「興味がない」、「いつ放映されているか分からない」等が挙げられ、2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定していることは知っているが約半数の学生がパラリンピックは興味をもてない傾向がみられた。また、種目の認知度として知っている種目を自由記述としたところ、知っているパラリンピック競技種目は平均 2.3 種目であった。しかし、ロンドンパラリンピック競技大会で金メダルを獲得したゴールボール競技を回答できた学生は 0.5% と低く、全く認知されていない状態であった。

III. 体験授業を通じた障がい者スポーツのイメージ改善

立教大学で実施されたアダプテッドスポーツ論の授業において、ゴールボール体験会を実施した。講師はパラリンピアン 2 名と監督、コーチの合計 4 名であった。対象は参加し

た 63 名とし体験授業の事前と事後調査の 2 回アンケートを実施した。学年は 2 年～4 年生で、不備があったものを除き 57 名を有効回答として分析を行った。調査内容は、西垣ら (2012) の障がい者スポーツに対するイメージについての質問項目を参考にし、講師からの聞き取り調査より 3 項目の内容を追記し、肯定的イメージと否定的イメージを対にした形で 10 項目設定した。否定的なイメージを「1」、肯定的なイメージを「4」として 1 から 4 までの 4 段階評価を得点化し T 検定により分析を行った。また事後調査には障がい者スポーツの振興を図るための活動について自由記述欄を設けた。

結果は、最も肯定的なイメージを持っていた項目は、「スポーツを行う意味がないーとても意味がある」(M=3.67、SD=0.62)、反対に否定的なイメージを持っていた項目は「スポーツを行うのは難しいことー簡単なこと」(M=2.33、SD=0.86)であり西垣ら (2012) の報告と同様の結果となった。10 項目の内、3 項目は事前、事後で有意な差がみられなかった。また、講師の聞き取り調査より追記した項目については、「一緒にやりたくないーやりたい」(M=3.56、SD=0.59)、「ボランティアとして関わりたいと思わないー関わりたい」(M=3.24、SD=0.76) については共に有意な差 ($p<0.01$ 、 $p<0.05$) が見られ、体験後にさらに肯定的なイメージに変化していた。また自由記述においては、講師 (パラリンピアン) よりロンドン大会の金メダルを手にとって見せて頂けたことに対して、メダルの重みを感じ、競技に対しての姿勢などをお聞きしたことが非常に印象に残ったといった記述がみられた。さらには、体験を通して競技に興味をもったことが挙げられ、障がい者スポーツの普及や振興においては体験を実施することが大きな影響となるといった記述が多くみられた。

IV. 今後の課題

現在の大学生の多くは、障がい者と関わることが少なく交流する機会がほとんどなかったことでどのように接したらよいか分からないといった状況にあり、興味はあるが一緒にスポーツを行うことや、ボランティアに参加するまでは至っていない学生が多くみられた。今後は、「心のバリアフリー」の推進を目的として、授業内外での体験機会を増やし実際に競技ボランティアや観戦の機会を設け、学生が持つ障がいのある方に対して無意識に作っている壁をできるだけ取り除けるようにしたいと考えている。パラリンピアンによる教育機会は、障がい者に対してのイメージをより肯定的なものとするだけでなく、パラリンピックの価値を語るができることから非常に重要であり不可欠であると言える。

また、パラリンピックの教育と共に、障がいがある人とない人が共にスポーツを楽しむためのアダプテッドスポーツの教育、インクルーシブ教育の推進が必要であることから、教員養成や指導者養成の環境を整えることが重要な課題となることが示唆される。

V. 参考文献

- 文部科学省 (2011) : スポーツ基本法 (平成 23 年法律第 78 号) (条文)
東京都教育委員会 (2014) : 「東京都教育委員会の重要な政策情報」、
http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/pickup/seisaku_sport.htm (2014.10.27)
西垣景太、上田ゆみ子、藤丸郁代、伊藤守弘 (2012)、「障がい者スポーツイベントの学生への教育的効果ー障がい者に対するイメージの変化及びコミュニケーション能力への影響ー」、『中部大学教育研究』、12、55-58